恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九七六」を「〇・九七八」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

少年院法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

少年院法の施行期日を定める政令

内閣は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

少年院法（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年六月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年七月一日とする。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

少年院法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

少年院法施行令

内閣は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第六十六条第三項（同法第六十八条（同法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項（同法第百四条第六項（同法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項（同法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（公告の方法）

第一条　少年院法（以下「法」という。）第六十六条第三項（法第六十八条（法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第二項（法第百四条第六項（法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、その公告すべき事項を少年院の公衆の見やすい場所に十四日間掲示してするものとする。

（面会が制限される日）

第二条　法第九十六条第一項（法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

少年鑑別所法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

少年鑑別所法施行令

内閣は、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第四十七条第三項（同法第四十九条（同法第五十条第二項、第五十一条第三項及び第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十一条第三項及び第五十二条において準用する場合を含む。）、第六十四条第二項（同法第九十七条第六項（同法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項（同法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公告の方法）

第一条　少年鑑別所法（以下「法」という。）第四十七条第三項（法第四十九条（法第五十条第二項、第五十一条第三項及び第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十一条第三項及び第五十二条において準用する場合を含む。）及び第六十四条第二項（法第九十七条第六項（法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公告は、その公告すべき事項を少年鑑別所の公衆の見やすい場所に十四日間掲示してするものとする。